

平成 24 年 1 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥 生 の 情 報 発 信
NO.10 尊厳死宣言公正証書



お正月はいかがお過ごしでしたか？

私は、親戚と一緒に楽しいお正月を迎えました。今年もよい年になるとよいですね。今回は、尊厳死宣言（そんげんしせんげん）公正証書という少し重い課題を取り上げました。

延命治療

医療技術の発達により、本人の意識がなく、治療しても回復の見込みがない状態でも生命維持装置等により延命することができるようになりました。病院が家族の「できる限りの治療を」という気持ちに応えると、延命治療という選択肢しかないというのが現状なのかもしれません。

延命治療が行われる状態では、本人は既に意思表示できない状態になっていることがほとんどです。もうやめてほしいと思っても、それをも伝えることができないのです。

尊厳死宣言

尊厳死とは、人間としての尊厳を保ちながら死を迎えることです。機械に生かされているだけの延命措置を受け続けることが、人間としての尊厳を保つことになるのか、そこに疑問を持たれる方もいらっしゃるでしょう。また、自分の意志に関係なく与えられ続ける医療ではなく、「自分の最後は自分で決めたい」と思われる方や、家族の精神的な負担や経済的な負担を軽くしたいと思われる方もいらっしゃるでしょう。

尊厳死宣言とは、本人の意思で延命措置を希望しないことを公に宣言することです。

尊厳死宣言公正証書

公正証書は、本人が公証人の目の前で宣言し、公証人がその宣言した内容を公正証書として記録するものです。ではなぜ、尊厳死宣言を公正証書にする必要があるのでしょうか？本人を治療する医師は、目の前の患者にできるだけの治療をすることを使命と考えています。患者の家族から延命措置を希望しないと言われても、現に生命を保っている患者に対して、死に直結する措置を簡単にはしてくれません。場合によっては、医師が殺人罪に問われる可能性もあるからです。

家族が公正証書を医師に見せることによって、本人が延命治療を希望しないという気持ちを医師に理解してもらいやすくなるという効果があるのです。主治医がいる場合は、尊厳死宣言公正証書を見せて、ご自身の気持ちを伝えておかれたらよいと思います。

尊厳死宣言公正証書を作成する際には、必ず家族の同意を得ておくようにしましょう。

（公正証書には通常、了解している家族が署名する欄を設けています）



例文

1条 私〇〇は、私が将来病気になり、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

1. 私の病気が現在の医学では不治の状態に陥り既に死期が迫っていると担当医を含む 2 名以上の医師により診断された場合には、死期を延ばすだけの延命措置は一切行わないでください。
2. しかし、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施してください。そのために麻薬などの副作用により死亡時期が早まったとしてもかまいません。・・・・・・・・

尊厳死宣言公正証書は、任意後見契約、遺言書などとセットで書かれる方が多いです。

Pick Up

女性応援キャンペーン

ホームページリニューアルに伴い、より多くの女性の方に利用していただくために、2月28日まで、報酬額から10%OFFさせていただきます。是非ご利用ください。

新春企画「離婚体験談」募集

女性の離婚経験者対象 「離婚してよかったこと、後悔していること」を募集しています。最優秀者の方には1万円、優秀者の方には5千円を差上げます。期間 2月28日までお知り合いの方にも是非お知らせください。詳細はお電話で。HPからも確認できます。

「健康の記録」を同封しました。玄関先に置いたり、冷蔵庫に貼っていざというときにお役立てください。(HPから無料でダウンロード可)



メイン業務

離婚、遺言・相続、後見制度

その他

交通事故、契約書、内容証明
会社設立

◆行政書士7年 主婦17年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生
ファイナンシャルプランナー

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル
NO.6 遺言書 NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度